

# 川西市の住宅耐震改修促進事業のご案内

阪神淡路大震災の教訓をふまえて、安全、安心な住まい・まちづくりを推進するため、木造戸建住宅の耐震改修の計画策定や耐震改修工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。



補助メニューは3種類あります。

- 小規模型 ①改修計画策定補助  
 一般型 ②耐震改修補助  
 ③耐震改修補助

悪質業者による工事を前提とした無料診断の勧誘に注意しましょう。

## 小規模型

簡易耐震診断等を受け、瞬時に倒壊に至らない程度(改修後の評点0.7以上1.0未満)の耐震改修工事をする方に対し、工事費の一部を補助します。

	改修計画策定に対する補助	耐震改修工事に対する補助
対象者	川西市内に対象となる住宅を所有する方	
対象住宅	下記のすべてを満たす木造戸建住宅 (店舗等に用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。 ただし、改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法の住宅は対象外です。) ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ・原則、川西市の簡易耐震診断を受けているもの ・簡易耐震診断等の結果、評点が0.7未満であるもの ・違反建築物に対する措置(建築基準法第9条)が命じられていないもの	
対象費用	耐震性の評点を0.7以上1.0未満とするための耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用	耐震性の評点を0.7以上1.0未満とするための耐震改修工事に要する費用
補助金額	対象費用の1/2または10万円のうち低い額	対象費用の1/4または30万円のうち低い額

## 一般型

簡易耐震診断等を受け、大地震に耐えるような(改修後の評点1.0以上)耐震改修工事をする方に、工事費の一部を補助します。ただし、兵庫県の「わが家の耐震改修促進事業」耐震改修工事費の補助を合わせて受けていただく必要があります。

対象者	川西市内に対象となる住宅を所有する方
対象住宅	下記のすべてを満たす木造戸建住宅 (店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。 ただし、改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法の住宅は対象外です。) ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ・原則、川西市の簡易耐震診断を受けているもの ・簡易耐震診断等の結果、評点が1.0未満であるもの ・違反建築物に対する措置(建築基準法第9条)が命じられていないもの
対象費用	耐震性の評点を1.0以上とするための耐震改修工事に要する費用
補助金額	補助対象工事費の1/4または30万円のうち低い額

### ◆参考 (県の「わが家の耐震改修促進事業」の補助金の額) (原則)

改修計画策定に対する補助	対象費用の2/3または20万円のうち低い額
耐震改修工事に対する補助	対象費用の1/3または80万円のうち低い額

### 一般型の補助金算定事例

木造戸建住宅で30万円の耐震改修計画の策定を行った場合

県補助：30万円×2/3 = 20万円

合計 20万円

木造戸建住宅で180万円の耐震改修工事を行った場合

県補助：180万円×1/3 = 60万円

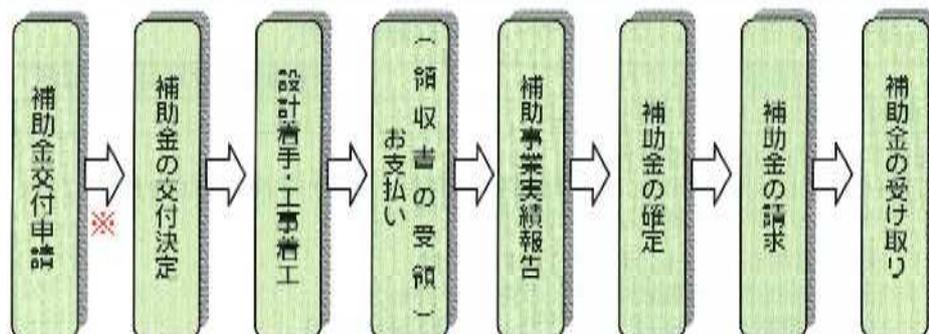
市補助：180万円×1/4 = 45万円

最高額の30万円となる

合計 90万円

合計 110万円

## 申請の流れ



- ※一般型の補助を受ける場合には、交付決定通知書(兵庫県)の写しの添付が必要です。
- ・交付決定前のご契約は、補助対象にならない場合があります。
  - ・交付決定通知後に事業内容の変更があった場合は、別途変更手続き等が必要です。

事業の詳細及び概要については、下記までお問い合わせ下さい。

【お申込窓口・お問い合わせ先】

川西市役所 5階 まちづくり指導室

電話：072-740-1205